

令和5年9月4日

島根県本土地区のタクシー運賃改定要請について

令和5年8月29日付けで島根県本土地区の下記事業者から、一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃（※1）の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、本要請のあった日から3ヶ月の期間内に、運賃変更認可申請書又は公定幅運賃の変更要請書を提出した事業者の車両数の合計が、島根県本土地区の法人事業者（※2）の全車両数の7割（※3）に達した場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

要請者

法人名：有限会社生馬タクシー
住 所：島根県松江市西生馬町3-1

運賃適用地域

島根県本土地区（島根県のうち隠岐郡を除く全域）

主な要請の概要

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
特定大型	1,500m 840円	1,500m 920円	208m 100円	189m 100円	5,000円	5,500円
大型	1,500m 790円	1,500m 870円	222m 100円	202m 100円	4,650円	5,100円
普通	1,500m 740円	1,500m 810円	261m 90円	264m 100円	3,600円	3,950円

※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく特定地域・準特定地域におけるタクシー運賃は、国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任）が指定した範囲（公定幅運賃）から事業者が選択し、届け出る制度

※2 法人事業者

福祉輸送限定事業者を除く。

※3 7割ルール

運賃改定については、変更の認可申請書又は変更の要請書を提出した事業者の車両数の合計が地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に、手続きを開始する制度が通達で設けられている。車両数は、福祉輸送限定事業者の車両数を除く。

参考

・車種

特定大型・・・道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。

大 型・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。

普 通・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。

普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。

・申請受付期間

令和5年8月29日 ～ 令和5年11月28日

・島根県本土地区における法人事業者数（令和5年8月29日現在）

78事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）

・島根県本土地区における法人事業者の合計車両数（令和5年8月29日現在）

903両（福祉輸送限定車両を除く。）

・島根県本土地区の運賃改定状況

前回改定 令和2年2月1日実施 改定率 11.48%

【問い合わせ先】

島根運輸支局輸送・監査担当（おにむら 鬼村・ひがしやま 東山）

TEL:0852-37-1311

中国運輸局自動車交通部旅客第二課（いしだ 石田・あおやま 青山）

TEL:082-228-3450